制定 平成 18 年 12 月 4 日 改定 令和 2 年 12 月 18 日(い) 改定 令和 3 年 12 月 17 日(ろ)

建築・空間デジタルアーカイブス コンソーシアム 運営委員会運営等規程

(総則)

第1条 この規程は、建築・空間デジタルアーカイブス コンソーシアム(以下「本会」という) 規約第41条の規定に基づき、運営委員会の運営に関する必要な事項を定める。

(業務)

- 第2条 規約第41条の規定に基づき、理事会から委譲を受けた事項について議決する他、本会の 運営上必要な事項を審議する。(い)
- 2 前項の理事会から委譲を受ける事項は次のとおりとする。
 - (1)規約第40条に定める委員会の設置(い)
 - (2)規約第43条に定める委員会の運営に関する必要な事項の議決(い)
 - (3)規約第49条に定める暫定予算の議決(い)
 - (4)規約第52条に定める事務局の組織及び運営に関する必要な事項の議決(い)

(構成及び運営委員長等の選任)

- 第3条 運営委員会は、本会会員が選出する実務者等を委員とし、委員をもって構成する。
- 2 委員は、団体会員、企業会員、学術・教育機関会員、特別会員から選出することができる。 運営委員は3名以上30名以内とする。なお、本会設立時点における委員選出会員は第1回理 事会において選任し、運営委員会設置後の委員選出会員は、運営委員会で選任することとする。 (い)
- 3 運営委員長は委員の中から理事長が指定する者1名がこれに当たる。
- 4 運営副委員長は運営委員会において互選により委員の中から5名以内で選任する。
- 5 運営委員長、運営副委員長及び委員は理事長が指定する。

(任期)

- 第4条 運営委員長、運営副委員長及び委員の任期は2年とする。ただし、補欠又は増員のため 選任された運営委員長、運営副委員長及び委員の任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期 間とする。
- 2 運営委員長、運営副委員長及び委員は、再任されることができる。
- 3 運営委員長、運営副委員長及び委員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任する までは、その職務を行わなければならない。

(招集)

第5条 運営委員会は、必要に応じて運営委員長が招集する。

2 運営委員長が、やむをえない理由により運営委員会を欠席する場合は、運営副委員長が代行 する。

(運営)

第6条 運営委員長は、事業計画及びこれに伴う予算に関する書類を作成し、毎事業年度開始前 に理事長へ提出しなければならない。

(議事録)

- 第7条 運営委員長は、運営委員会の審議経過の概要及び結果を記録し、出席委員の確認を受けた議事録を作成するものとする。
- 2 議事録は、事務局へ提出し保管する。なお、本会会員より議事録の閲覧を求められた場合は、 事務局において対応するものとする。

(委員会・部会など)

- 第8条 運営委員会はその下に、本会の運営に必要な目的別の委員会、部会等を設置することができる。
- 2 前項の委員会、部会等において、業務遂行上必要があるときは、更にその下に必要な組織を 設置することができる。
- 3 第1項及び第2項により設置した委員会、部会等の構成員は本会会員から選任する。ただし、 特に必要があるときは学識経験者、実務者等を委員に委嘱することができる。
- 4 運営委員会は第1項及び第2項により設置した委員会、部会等が必要でなくなった場合は、 廃止することができる。

(委員会・部会等の選任)

- 第9条 前条第1項により設置した委員会・部会等には、第3条、第4条、第5条、及び第7条 の規定を準用する。
- 2 これらの規定中「運営委員会」とあるものは「委員会・部会」と、「運営委員長」とあるものは、「委員長・部会長等」と読み替えるものとする。
- 3 ただし、委員および部会員等については、運営委員会の承認のもと本会会員以外の参加を認 めるものとする。

(事務局)

第10条 運営委員会、および委員会、部会等の業務遂行上必要な事務があるときは、事務局がこれにあたる。

(規程の変更)

第11条 この規程の改正は理事会の議決を経て行う。

附則

1. この規程は、本会の第1回理事会で承認を経た日より施行する。

2. 本会の設立当初の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、第一回理事会のあった日から平成20年9月30日までとする。

附則(い)

1. この改正は、令和2年12月18日から施行し、令和2年10月1日に遡及して適用する。

附則(ろ)

1. 令和3年12月17日から廃止する。